

議第 58 号

呉市地域下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について
呉市地域下水道施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市地域下水道施設条例の一部を改正する条例

呉市地域下水道施設条例（平成 17 年呉市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表坪井住宅団地地域下水道施設の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

（呉市地域下水道基金条例の一部改正）

2 呉市地域下水道基金条例（平成 17 年呉市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を次のように」を「として、竹田浜地域下水道運用基金を」に改め、同条各号を削る。

第 2 条を削り、第 3 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

（提案理由）

音戸町坪井地区の公共下水道接続に伴い、呉市地域下水道施設のうち、坪井住宅団地地域下水道施設の廃止等をするため、この条例案を提出する。